

平成31年4月(平成31年度第1回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成31年4月25日(木曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター青年研修室

3. 出席委員 (15名) 12番欠番

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 10番 藤井勇次 11番 福田智浩

6. 議 題

議案第1号	農地法第3条許可申請の件について
議案第2号	農地法第5条許可申請の件について
議案第3号	農業振興地域整備計画変更の件について
議案第4号	非農地証明の件について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画案の件について
議案第6号	平成30年度活動評価案及び平成31年度活動計画案について

7. 協議・報告

- 1 農地利用集積計画の解約について
- 2 あっせん委員の選任について
- 3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

11. — 閉会 —

第1回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成31年度肝付町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中15名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、10番の藤井勇次委員と11番の福田智浩委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第1号から議案第6号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は12件で、全て所有権移転で、売買が7件、贈与が5件となっています。</p> <p>売買の7件は、田が7筆で4,710平方メートル、畑が12筆で9,934平方メートルです。贈与の5件は、田が9筆で7,915平方メートル、畑が8筆で7,256平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番外4筆で、畑が5筆計で2,698平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆で538平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番で、田が1筆で1,303平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外5筆で、田が5筆計で1,992平方メートル、畑が1筆で991平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、田が3筆計で2,781平方メートル、畑が1筆で311平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号 6 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 1,415 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 5 筆で、畑が 6 筆計で 6,744 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆で、田が 3 筆計で 3,884 平方メートル、畑が 1 筆で 201 平方メートルです。</p> <p>整理番号 9 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、田が 2 筆計で 1,078 平方メートルです。</p> <p>整理番号 10 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 889 平方メートルです。</p> <p>整理番号 11 番は、〇〇町の〇〇〇〇氏から〇〇株式会社への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 4 筆計で 4,818 平方メートルです。</p> <p>整理番号 12 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆計で 172 平方メートルです。</p> <p>以上、12 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1 番から 12 番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、12 件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり。】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請の 12 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 2 号農地法第 5 条許可申請の件「5-31-1」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-31-1」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 327 平方メートルです。転用目的が一般住宅にしたいということで、現在借家住まいで手狭になったことから、今回実家に近い申請地に持家を建築したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が第 2 種農地の市街地近接農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に〇〇がありますが、そこから南へ 100 メートルほど進むと交差点があります。そこを右折し、50 メートルほど進んだところをさらに右折して、100 メートルほど進んだ左側に申請地があります。配置図については、申請地の奥に居宅を建築し、浄化槽等の排水は、南側の町道側溝に流すように排水計画が提出されています。以上、よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	はい、「5-31-1」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、上岡委員。
上岡委員	7番、上岡です。「5-31-1」について、現地調査の報告をいたします。 4月22日に事務局から2名と藤井委員、私と申請人立ち会いの下で調査を行いました。 場所的には住宅内で、排水についても前面の道路に側溝があり、そちらに流すということで何ら問題はないかと思われるところでありましたが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上報告を終わります。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-31-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということで、議案第2号農地法第5条許可申請の件「5-31-1」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。 つづきまして3ページをお開きください。 議案第2号農地法第5条許可申請の件「5-31-2」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-31-2」についてご説明いたします。 譲受人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。 申請地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田で685平方メートルとなっています。一般住宅、通路、カーポートにしたいということで、現在借家住まいであり、手狭になったため、申請地に持ち家を建築し、永住したい。また、公道に接していないため、通路も転用したいということで申請が出ております。農地の区分が第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 場所につきましては、〇〇から約350メートル進んだところを左折し、最初の交差点を右折して、約50メートル進んだところの左側に申請地があります。配置図については、申請地の奥に居宅を建築し、手前にカーポートを設置して、浄化槽等の排水は共有持ち分になる通路部分に側溝がありますので、それに流すように排水計画が提出されています。なお、申請地が500平方メートルを超えていますが、理由書も添付されています。 以上、よろしく申し上げます。
議 長	はい、「5-31-2」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5番、中嶋です。「5-31-2」について現地調査の報告をいたします。 4月22日に、白田委員、私、事務局が2名、申請代理人1名で現地調査を行いました。場所は事務局の説明のとおりで、先月、隣の場所が転用の申請があり許可相当の意見を出したところでした。浄化槽等の排水等については通路部分の側溝から前面道路に付いた排水路に流すということで特に問題はないかと思われましたが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-31-2」について現地調査の報告がありま

議 長	<p>したが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-31-2」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つぎに 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号農地法第 5 条許可申請の件「5-31-3」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農地法第 5 条許可申請の件「5-31-3」について、説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、畑で 429 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅、通路、駐車場にしたいということで、現在実家に同居中であり、手狭になったため、申請地に持ち家を建築したい。また、通路として持分を譲り受けたいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては、役場から〇〇振興会へ向かいますと、〇〇があります。その手前を左折し、約 100 メートル進んだ分譲地の奥に申請地があります。配置図については、居宅と駐車場を図のように配置しまして、浄化槽等の排水については、進入路に側溝が設置してありますので、それに流すように排水計画が提出されています。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-31-3」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11 番、福田です。「5-31-3」について現地調査の報告をいたします。永野委員、私、事務局、そして申請人の代理人の立ち会いで調査しました。</p> <p>場所は〇〇の横になるわけですが、ここは分譲でされており整地され、排水路も整備されておりました。西側の方が 2 メートルを超えるよう壁の土留めの工作物があり、配置図面がよう壁より 2 メートルで書いてありましたので、4 メートル以上離す必要があるということで、配置図を変更して頂くようお願いしたところでありましたが、その他については特に問題はないかとおもわれました。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-31-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-31-3」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして 5 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号農地法第 5 条許可申請の件「5-31-4」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号農地法第 5 条許可申請の件「5-31-4」について、説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町波見〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇県〇〇市〇</p>

事務局	<p>○ ○丁目○番地、○○○○さんです。申請地が肝付町後田字○○ ○○○番○、畑で 248 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅で、交通の便が良い当地に自宅を建築したいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、役場から○○方面へ向かうと○○の交差点がありますが、そこからさらに 200 メートルほど進んだところを右折し、50 メートルほど進んだところを左折したところに申請地があります。配置図については、申請地の奥に居宅を建築し、浄化槽等の排水については、南側の通路に設置してある側溝に流すように排水計画が提出されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-31-4」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8 番、永野です。「5-31-4」について現地調査の報告をいたします。4 月 22 日に藤井委員、私、代理人の行政書士さん、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>場所は見取り図にありますように、県道 73 号線高山鹿屋線を吾平方面に向かひまして、○○の○○、○○を過ぎ○○の所を右折しまして、50 メートルほど行ったところを左に入ったところでは、申請地は分譲地で、4 区画の内、現在 3 区画は住宅が建っており、残りの 1 区画になります。南側に 4 メートルの道路があり、排水路も整備されており周辺は住宅があり許可するに特に問題はないかと思われまますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-31-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-31-4」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つぎに 6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 号農業振興地域整備計画変更の件「変-31-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農業振興地域整備計画変更の件「変-31-1」について、説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町後田○○○番地○、○○株式会社 代表取締役 ○○○○さんです。申請地が肝付町後田字○○ ○○○番○、畑で 861 平方メートルとなっています。用途につきましては、管理舎にしたいということで、現在使用している畜舎の管理のための従業員用の管理舎が、従業員の増員に伴い手狭になってきたため、申請地に管理者を建築したいということです。農地の区分は用途変更後が、第 1 種農地の集落接続施設に該当致します。場所につきましては、○○の道路対面に申請地があります。配置図については、A、B 棟がそれぞれ 4 部屋ずつ、C、D 等がそれぞれ 3 部屋ずつで、合計 4 棟の従業員用の管理舎を建築するという事です。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「変-31-1」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、大窪委員。</p>

大窪委員	<p>9番、大窪です。「変-31-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>4月22日、藤井委員、私、事務局、そして申請人のお父さんの立会で現地の調査をしました。全面的に舗装をして、その上に大きめのプレハブを並べて、部屋を作りたいということでした。排水については、東西に県道が通ってしまっていて、その側溝に流すようにするということがありました。隣接は全て本人所有の土地で、特に問題はないかと思われました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-31-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	5番、中嶋です。舗装はコンクリートの舗装ですか。
議 長	大窪委員どうですか。
大窪委員	コンクリートの舗装です。
議 長	他にありませんか。 はい、富永委員。
富永委員	管理舎が4棟ということですか。 A、B、C、Dと書いてありますが。
事務局	はい、4棟です。
議 長	他にはありませんか。はい、藤井委員。
藤井委員	<p>10番、藤井です。管理舎となっていますが、お父さんの話では従業員を住ませるための居宅ですか、富永委員はご存知と思いますが、申請地の道路向かいに〇〇がありますが、あれと同じような形で並べるということですよ。ただあの〇〇の居住空間が狭すぎるということで、少し大きめのものを作ってあげたいということで、中身的には詰めているところということです。</p>
富永委員	分かりました。
議 長	他にありませんか。 はい、坂口委員。
坂口委員	1番、坂口です。配置図に浄化槽など排水計画が入ってないですが。
事務局	この申請は、まだ農振除外の申請でありまして、転用申請の時には浄化槽等の排水計画が載った図面が出てくると思います。
坂口委員	分かりました。
議 長	他にありませんか。
	「なしとの声あり」
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-31-1」については、許可相当との意見書を付して進達するという事に決定しました。</p>
議 長	<p>次に7ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、議案第4号非農地証明の件「非-31-1」について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第4号非農地証明の件「非-31-1」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町宮下〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町宮下字〇〇〇〇番〇外3筆 畑が4筆計で1,781平方メートルとなっています。</p> <p>登記の地目は畑で、現況は原野になっているような状況です。経緯については20年以上不耕作状態であり、原野化しているということで申請が出ております。</p>

事務局	<p>場所につきましては、下にありますとおり役場から〇〇方面に向かいますと、〇〇さんがありますけれども、その手前 100 メートルほどの左側が申請地になっております。</p> <p>非農地判断については今回の申請を審議していただく前に、非農地判断について、昨年の 3 月に農地法の運用の一部改正ということで、国から通知が来ておりますので、その点に触れた上で皆さんに審議をして頂いた方が良いのではないかと思いますので、その点も説明させていただきたいと思いますが、昨年の 3 月の 12 日付けで、農水省の方から運用の一部改正ということで通知が来ております。内容については皆さんに毎年調査して頂いております利用状況調査の時の非農地判断の仕方について、現在は利用状況調査をした後に結果をまとめて、総会に諮って皆さんに非農地判断の議決をしてもらうという流れでしたが、農地法の運用についての一部改正では、その文言が削除されておりまして、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に判断を行い、再生利用が困難な農地として農地台帳から除外し、農地台帳の正確な記録の確保を図るよう通達がされました。</p> <p>今年度も利用状況調査を行ってまいります。森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進が見込まれない農地として現地判断した農地については、国の考え方を踏まえ、調査を行った年内に速やかに農地台帳の整理を行っていくよう事務処理を進めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、非農地判断をしていく上で、農地台帳の整理を基本に進めるということでもありますけれども、農業上の利用の推進を図ることが見込まれない状況の土地、それを再生し復元しても継続して利用することが見込めないような土地、物理的に再生が困難な土地で、基盤整備がされていないような土地など、そのようなものであれば非農地判断して差し支えないというようなことであります。今回の申請地については下の図にありますように矩形になっている状況で、奥から竹が生い茂っている状況ですが、今までの利用状況調査で見逃した部分で、申請があったから見に行き気づいたものですから、今回総会にかけさせていただきましても、今後そういったところについては、速やかに非農地判断し農家台帳を整備し、台帳の正確な記録の確保を図りたいと考えます。以上、農地法の運用についての一部改正部分を説明させていただきまして、審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、「非-31-1」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>「非-31-1」について現地調査の報告をさせて戴きます。中村委員、私、事務局と申請人の立会で調査しました。申請地は竹が生え原野化しておりまして、非農地判断しても差し支えないと思われました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「非-31-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「ありませんとの声あり」、 はい、吉永委員。</p>

吉永委員	14番吉永です。隣接地の農地には影響はないのですか。 はい、事務局。
事務局	非農地にされた後、本人がどうされるか確認は取ってないですが、いずれにしろその土地を扱う場合等、非農地証明書を出すときに所有者の方には、隣接農地に土砂等が流失しないような対策は取るように説明した上で、交付しようとは考えております。
議長	他にはございませんか。 はい、富永委員。
富永委員	こういう場合には、後は何にでも使われてもかまわないと捉えて良いのですか。
事務局	非農地判断とですね、法の中でもうたっているのですが、転用とは切り離して考えるべきであるという考えで、ここがどういう状況であるかということを経営委員会としては判断しなさいというように書いてありますので、ここが非農地であれば農業委員会としては非農地としての意見を出すのに関して、その後についてはどうこうということは書いてはありませぬので、そこを変えた後でどう使うということは所有者の考えによるのかなと考えておるところですけども。
富永委員	竹やぶ等については、重機などで整地すれば資材置き場などの雑種地にすることが出来るわけですが、そこらの確認はしなくていいと捉えて良いということになりますか。
事務局	非農地判断の段階ではそこは必要ないのかと考えております。それからこの土地の利用状況を調べてみたら利用権等も過去に何も入っていない状況でありますから長年耕作されていない状況で、畑としては利用されていない状況であったというのは見受けられると思います。
議長	他にありませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	10番、藤井です。こういうところは地目変更をされるときは、ほとんど原野ということになりますか。
事務局	地目変更をされれば法務局が現地調査をされその判断によると思います。農業委員会の意見を出すときには、現況の地目を入れて出すわけですけども、見た目の状況で行けば、山林ではない、雑種地でもないということでは原野しかないという状況で判断するしかないと思います。
議長	他にありませんか。 はい、冷水委員。
冷水委員	13番、冷水です。非農地となれば農業委員会を離れるわけですね。そうなった場合、あとはどのように利用しても農業委員会としてはタッチできないというわけですね。あとは何か目的があるのかですね。
事務局	先ほども説明しましたが、農業委員会の非農地判断の意見書を出せばですね、本人が地目変更をされます。そうした段階で農地ではなくなりますので、農地法で縛りを受ける土地ではなくなりますので、その後は所有者がどういう扱いをするかということには干渉できないような状況になります。
議長	他にありませんか。 はい、中村委員。
中村委員	6番、中村です。私も、福田委員と現地調査に行ったわけですが、農地として20年以上も利用されず、借り手もない状況で、今後も畑としての利用が見込めないことからやむを得ないのではないかとということで、調査したところあります。
議長	只今ありましたように、今まで借り手もないような農地であるようです。 はい、事務局。

事務局	<p>一部改正にもうたっているわけですが、農地に復元してもその後の利用の可能性が見込まれるかどうかということ等も考えながら非農地判断していくべきではないのかなと思いますが、この土地については、先ほども申しあげましたとおり、形が変形であることもあり過去にも借り手もなく、本人も農家でもないなど、畑としての利用も見込めない状況であり、ますます荒れていくということが予想されます。先ほども言いましたが、復元しても、今まで借り手がいる状況でもないということ等も考えながら判断して頂けたらと思います。</p>
議長	<p>はい、色々な意見に対する事務局からの説明等もありましたが、非農地として判断でよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第4号 非農地証明の件「非-31-1」については、非農地として証明を発行することに決定しました。</p> <p>つづきまして、8ページをお開きください。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、4月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の4月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区ありませんでした。高山地区が、田が10件の22筆で17,882平方メートル、畑はありません。詳細につきましては9ページに掲載してあります。</p> <p>この10件については先月総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が7件の11筆で9,000平方メートル、畑はありません。再設定は田が7件の18筆で10,674平方メートル、畑が1件の1筆で2,536平方メートルです。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が17件の30筆で26,259平方メートル、畑が8件の12筆で20,145平方メートル、再設定が、田が17件の40筆で44,984平方メートル、畑が3件の4筆で6,796平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が48件の99筆で90,917平方メートル、畑が12件の17筆で29,477平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、60件の116筆で120,394平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が10ページ、高山地区が11ページから13ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が10件、2番の利用権設定は、内之浦地区が15件、高山地区が45件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の10件について審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>異議なしということですので、1番の所有権移転の10件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が10ページ、高山地区が11ページから13ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、内之浦地区の15件の申請分から審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので内之浦地区の15件については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の45件の申請について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の45件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第5号については終わります。</p> <p>次に14ページを開けてください。</p> <p>つづきまして、議案第6号 平成30年度活動評価案及び平成31年度活動計画案について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第6号 平成30年度活動評価案及び平成31年度活動計画案についてご説明いたします。この件につきましては、総会に諮り報告することとなっております。</p> <p>まず、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について提案するもので、法令事務に関する点検・評価（担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業を営もうとする者の新規参入、遊休農地に関する措置等）等に関するもの、農地法事務等についての点検等を戴き公表することとなっております。</p> <p>資料は14ページから17ページが30年度の活動の点検・評価の関係です。</p> <p>また、資料の18ページから19ページが平成31年度活動計画案で、目標とその達成に向けた活動計画を資料のとおり提案するものです。</p> <p>…資料に基づき詳細説明…</p> <p>活動計画も公表することとなっておりますので、この活動計画内容でよろしいか、ご審議願います。以上よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、只今、議案第6号 「平成30年度活動評価案」及び「平成31年度活動計画案」について、説明していただきましたが、まず、「平成30年度活動評価案」について、提案された資料のとおりで、平成30年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価の公表について、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは、異議なしということですので、「平成30年度活動評価案」については、提案された資料のとおりで、公表することに決定しました。</p> <p>つづきまして、18ページから19ページの「平成31年度活動計画案」について、各項目の計画については、この案で活動計画としてよろしいか、審議します。異議意見等はありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、「平成 31 年度活動計画」については、この活動計画案で承認されました。委員の皆様方は目標達成のため、活動方よろしくお願いいたします。なお、事務局は事務処理方よろしくお願いいたします。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。20 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」12 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、21 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 3 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-31-1」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-31-1」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町波見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑が 1 筆 1,411 平方メートルのうち 1,200 平方メートルで、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場で、希望期間が 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇入口の左側に 2.5 メートルほどの道がございますが、ここから道なりに 200 メートルほど行った右側になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-31-1」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-31-2」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-31-2」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1 筆 441 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場で、希望期間が 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会に〇〇さんの事務所がございますが、ここから南へ 250 メートルほど行った左側になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-31-2」のあっせん委員を、地区委員の藤井委員と上岡委員にお願いします。</p> <p>次に 22 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-31-3」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-31-3」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町前田〇〇〇地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地は、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番、地目・面積は田が 1 筆 990 平方メートルです。</p>

事務局	<p>あっせんの種類は、譲渡希望で希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から北に行き、点滅信号のある交差点から西へ 200メートルほど行った所を右折し 200メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-31-3」のあっせん委員を、地区委員の永野委員と福田委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 3 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、23 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、23 ページから 25 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>また、あっせん期間は 1 年間と取り決めてありますので、期間の来た年度分は、あっせん打ち切りの通知を出していくこととなりますのでよろしくお願います。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議長	<p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>無いようですが、本年度は委員の研修視察をすることになってはいますが、内容等については、事務局に一任でよろしいでしょうか。</p>
	「異議なしとの声あり」
議長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議長	<p>それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、5 月 24 日(金曜日)の予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、4 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 11 時 50 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 31 年 4 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 藤井 勇次

委 員 福田 智浩